



熊本県公報

号外 第11号
令和4年(2022年)
3月11日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(県政情報文書課) 1
登 載 依 頼	
○熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程…	(病院局総務経営課) 3
○熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程…	(議会事務局総務課) 3
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	
……………	(教育政策課) 5

訓 令

熊本県訓令第2号 熊本県公営企業管理規程第2号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程(平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「文書管理システムの」を「文書管理システムの機能を利用した」に改め、「又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれか」を削り、同条第2項中「を利用できないことその他の理由により文書管理システム」を「の機能を利用した電子的方式による起案」に改め、「場合には、」の次に「文書管理システムで出力する起案用紙による起案又は」を加え、「又は別記第8号様式」を削り、「用いて起案する」を「用いた起案を行う」に改める。

第22条第2項第1号中「押印する」を「署名又は押印をする」に改める。

第23条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9号とする。

第24条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 局次長限りで決裁するもの「局次長」

第27条中「押印しなければ」を「署名又は押印をしなければ」に改める。

第43条第3号中「熊本県公報発行規程」を「熊本県公報発行事務取扱規程」に改める。

第46条第2項中「表紙及び」を削る。

第52条第1項中「、又は行政文書ファイル等借覧簿(別記第18号様式)に所要事項を記載し」を削る。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第20条関係)

保存期間		決裁区分	
收受日	年 月 日	取扱区分	
起案日	年 月 日	文書番号	
決裁日	年 月 日	起案者	(電話 :)
施行日	年 月 日		
処理期限	年 月 日		
満了時の措置			
文書審査		公印	
区分-類型			
決裁日付印		発送済印	
件名			
決裁・合議			
公印使用承認			

別記第8号様式を次のように改める。
別記第8号様式 削除
別記第18号様式を次のように改める。
別記第18号様式 削除
附 則
この訓令は、令和4年3月14日から施行する。

登載依頼**熊本県病院局管理規程第1号**

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和4年3月11日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程
熊本県病院局行政文書管理規程（平成24年病院局管理規程第3号）の一部を次のよう
に改正する。
第17条第1項中「文書管理システムの」を「文書管理システムの機能を利用した」に
改め、「又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれか」を削り、同条
第2項中「を利用できないことその他の理由により文書管理システム」を「の機能を利用
した電子的方式による起案」に改め、「場合には、」の次に「文書管理システムで出力す
る起案用紙による起案又は」を加え、「用いて起案する」を「用いた起案を行う」に改め
る。
第19条第2項第1号中「押印する」を「署名又は押印をする」に改める。
第20条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9
号及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9
号とする。
第24条中「押印しなければ」を「署名又は押印をしなければ」に改める。
第42条第2項中「表紙及び」を削る。
附 則
この規程は、令和4年3月14日から施行する。

熊本県議会告示第1号

熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和4年3月11日

熊本県議会議長 小 早 川 宗 弘

熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程
熊本県議会行政文書管理規程（平成24年熊本県議会告示第2号）の一部を次のように
改正する。
第20条第1項中「文書管理システムの」を「文書管理システムを利用した」に改め、
「又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれか」を削り、同条第2項
中「を利用できないことその他の理由により文書管理システム」を「の機能を利用した電
子的方式による起案」に改め、「場合には、」の次に「文書管理システムで出力する起案
用紙による起案又は」を加え、「又は別記第7号様式」を削り、「用いて起案する」を「
用いた起案を行う」に改める。
第21条第2項第1号中「押印」を「署名又は押印」に改める。
第22条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9
号及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9
号とする。
第23条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 委員長の決裁を要するもの「委員長」
第26条中「押印しなければ」を「署名又は押印をしなければ」に改める。
第44条第2項中「表紙及び」を削る。
別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式

保存期間	年	決裁区分						
收受日	年 月 日	取扱区分						
起案日	年 月 日	文書番号						
決裁日	年 月 日	起案者	(電話：)					
施行日	年 月 日							
処理期限	年 月 日							
満了時の措置								
文書審査		公印						
区分・類型								
決裁日付印		発送済印						
件名								
決裁・合議	議長	副議長	局長	次長	課長	審議員	課長補佐	課員
公印使用承認								

別記第7号様式を削る。
 附 則
 この規程は、令和4年3月14日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月11日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部
を次のように改正する。
第20条第1項中「文書管理システム等の」の次に「機能を利用した」を加え、「又は
文書管理システム等で出力する起案用紙による起案のいずれか」を削り、同条第2項中「
文書管理システム等により難しい」を「文書管理システム等の機能を利用した電子的方式に
よる起案により難しい」に改め、「場合には、」の次に「文書管理システム等で出力する起
案用紙による起案又は」を加え、「又は別記第8号様式」を削り、「用いて起案する」を
「用いた起案を行う」に改める。
第22条第2項第1号中「押印する」を「署名又は押印をする」に改める。
第23条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9
号及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9
号とする。
第27条中「押印しなければ」を「署名又は押印をしなければ」に改める。
第46条第2項中「表紙及び」を削る。
別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式 (第20条関係)

保存期間		決裁区分	
収受日	年 月 日	取扱区分	
起案日	年 月 日	文書番号	
決裁日	年 月 日	起案者	(電話 :)
施行日	年 月 日		
処理期限	年 月 日		
満了時の措置			
文書審査		公印	
区分-類型			
決裁日付印		発送済印	
件名			
決裁・合議			
公印使用承認			

別記第8号様式を次のように改める。
 別記第8号様式 削除
 附 則
 この訓令は、令和4年3月14日から施行する。